

十、争議の経過

前記二名の策動に依り数名の賛成者を得て、六月八日事務所に賃金一割値上の要求をなしたるに事業主側は竣工期日の切迫と工事費の少額を理由に値上の餘地なき旨を答へ其の要求を拒絶したのである。

而して右組合員たる二名は更に翌九日再び交渉するところありたるも事業主側の態度強硬なる爲、目的貫徹不可能なると一方他の稼働者に對する面目上自ら解雇を申出づるに至つたので左の通り無事解決することゝなつた。

十二、解決状況

主謀者（組合員）二名の解雇  
金一封（金十圓）の交付

報告第一二八號

小田緋帯工場労働争議